(趣旨)

第1 森林経営管理法(平成30年法律第35号、以下「法」という。)第36条の規定に基づき、農林水産省令で定めるところにより、市町村が経営管理実施権配分計画を定める場合に、森林経営の受託者を適切に選定できることを目的に、その経営管理実施権の設定を受けることを希望する林業経営者の公募及び同法同条第2項の規定に基づく公表、登録等について、この要領に定めるものとする。

(定義)

第2 本要領の登録の対象となる「林業経営者」とは、森林組合、企業、個人経営等の 組織形態を問わず、自己または他人の保有する森林において、事業主自身若しくは 直接雇用している現場作業職員、または他者への請負により、造林、保育、素材生 産等の林産生産活動を行う経営者とし、和歌山県木材業者等の登録に関する条例 (昭和45年条例第14号。以下「木材登録」という。)第5条第1項に規定する 木材業者等登録簿に登録されている者とする。

(本県が定める区域)

第3 法第36条第1項に規定する本県が定める区域は、各振興局所管区域を単位とする。この区域は、法第36条第3項の規定に基づき、林業経営者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する森林の所在する市町村を管内に持つ振興局の区域をいう。本県が定める区域は、次表のとおりとする。

区域名	区域	該当市町村
海草	「海草振興局」の管内	和歌山市、海南市、紀美野町
那賀	「那賀振興局」の管内	紀の川市、岩出市
伊都	「伊都振興局」の管内	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
有田	「有田振興局」の管内	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
田	「日高振興局」の管内	御坊市、美浜町、日高町、由良町、 印南町、みなべ町、日高川町
西牟婁	「西牟婁振興局」の管内	田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町
東牟婁	「東牟婁振興局」の管内	新宮市、那智勝浦町、太地町、 古座川町、北山村、串本町

(公募について)

- 第4 公募は、法第36条第4項の規定に基づき、県ホームページに公募に関する事項、第8に定める登録申請書等を掲載し、公表するものとする。
 - 2. 公募は、年1回、第3で定めるすべての区域を一括して行うものとする。
 - 3. 公募期間は、30日間とする。
 - 4. 公募に際し、申請しようとする林業経営者は、第3に定める区域から経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域名を申請書別記第2号様式の経営管理実施権の設定希望届出書に記載し、知事に提出するものとする。

(応募対象者)

第5 応募対象者は、法第36条に掲げる経営管理実施権の設定を希望する林業経営者とする。

(林業経営者の登録)

- 第6 第4に基づき申請を行った林業経営者の中から、第7に定める登録基準に適合 する場合に、知事は登録を行うものとする。
 - 2. 法第37条第2項の規定に定める経営管理実施権を受けることができる林業経営者は、本要領により登録された林業経営者(以下、「登録林業経営者」という。)とする。

(登録基準)

- 第7 登録基準は次のとおりとし、以下の全てを満たしていることとする。
 - (1)登録申請書及び添付書類に虚偽の記載がないこと。
 - (2)別に定める「和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録に係る基準の設定について」に適合していること。

(登録の申請)

- 第8 第6に定める林業経営者の登録を受けようとする者は、応募に際して以下の書類に必要事項を記載し、関係書類を揃えて知事に申請するものとする。
 - 2. 登録申請書
 - (1) 登録申請書(別記第1号様式)
 - (2)「評価ポイント」(和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録に係る基準の設定について別表2、基準適合に評価ポイントを要する場合のみ提出)
 - (3)経営管理に関する情報(別記第4号様式)
 - (4) 経理状況の概要(別記第5号様式)

3. 添付関係書類

- (1) 基本事項
 - ①登記事項証明書の写し又は住民票の写し
 - ②納税証明書の写し(市町村税、県税、国税)
- (2) 効率的かつ安定的な経営管理に係る添付書類
 - ①共同販売・共同出荷に関する協定書等
 - ②主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営者との協定書等
 - ③事業実績を称する書類(請負契約書等事業実績が確認できるもの:補助事業または請負事業等で元請・下請として、完成、引き渡しが完了した過去3年間の事業実績の中から各年毎に代表的なもの1件の契約書等)
 - ④伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等
 - ⑤労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している雇用通知 書等の様式の写し
 - ⑥労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険への加入状況が確認 できる書類
 - ⑦就業規則等を制定している場合にあっては、その規則等の写し
 - ⑧修了証等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類
- (3)経理的な基礎に係る添付書類
 - ①貸借対照表及び損益計算書(直近3年分)
 - ②青色申告決算書等(直近3年分)
 - ③中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類(和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録に係る基準の設定について別表1の2に掲げる2つの基準を満たしていない場合に限る)
- (4) その他知事が定める書類
- 4. 申請書等の提出先は、希望する区域を所管する次表の振興局とする。(複数の区域を希望する場合は、申請者の住所を管轄する振興局等へ1部提出。)

振興局は、提出された申請書及び添付書類に記載漏れや添付漏れ等不備がない ことを確認のうえ、林業振興課へ進達するものとする。

区域名	申 請 先	住 所
海草	海草振興局農林水産振興部林務課	和歌山市小松原通 1-1
那 賀	那賀振興局農林水産振興部林務課	岩出市高塚 209
伊 都	伊都振興局農林水産振興部林務課	橋本市市脇 4 丁目 5-8
有 田	有田振興局農林水産振興部林務課	有田郡湯浅町湯浅 2355-1
日高	日高振興局農林水産振興部林務課	御坊市湯川町財部 651
西牟婁	西牟婁振興局農林水産振興部林務課	田辺市朝日ヶ丘 23-1
東牟婁	東牟婁振興局農林水産振興部林務課	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8

(意見の聴取)

第9 知事は、第8及び第15の第3項による申請があった場合は、申請者のうち、県が設定した登録基準に適合すると判断する林業経営者に関する情報を、関係市町村長、和歌山森林管理署長に提供し、法第36条第2項の規定による公表を行う前に、別記第6号様式により意見を徴するものとする。

(市町村長による推薦)

第10 市町村長は、知事に別記第7号様式に第8の第2項及び第3項に規定する書類を添えて、登録すべき林業経営者を推薦することができる。ただし、推薦は第7の登録基準に適合すると判断される場合に限る。

(適合審査)

第11 知事は、第8に基づく登録の申請および第10の市町村長による推薦があった場合においては、当該申請及び推薦の内容が、第7に規定する登録基準に適合するかについて、審査するものとする。

(登録及び適合通知)

- 第12 知事は、第11に規定する適合審査により、登録基準に適合する林業経営者については、その情報を法第36条の規定に基づく林業経営者名簿(以下、「登録林業経営者名簿」という。)(別記第9号様式)に登録するとともに、別記第8号様式により「選定通知書」を送付する。また、適合審査において不適合となった林業経営者には、別記第11号様式により「非選定通知書」を送付するものとする。
 - 2. 知事は、前項の規定により登録林業経営者を名簿登録したときは、遅滞なく、その旨を別記第12号様式により関係市町村長及び和歌山森林管理署長に通知するものとする。

(登録の有効期間等)

第13 登録の有効期間は、登録林業経営者が申請の際、第8の第2項の(1)に設定 した目標設定年度までの期間とし、登録年度を1年目と起算し、5年目の年度末 までの期間とする。

(登録林業経営者の公表等)

- 第14 知事は、登録林業経営者を遅滞なく公表するものとする。
 - 2.公表は、法第36条第4項の規定に基づき、県ホームページに登録林業経営者 名簿(別記第10号様式)を掲載するものとする。

(登録の変更申請)

- 第15 登録林業経営者は、登録の申請時に提出した第8の第2項及び第3項の内容 (第16の第1項に掲げる事項は除く)を変更したい場合は、別記第13号様式 により、変更の内容を記載した第8で規定する書類を添付し、知事に申請を行う ことができる。
 - 2. 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が第7に規定 する登録基準に適合すると認めるときは、登録林業経営者名簿の登録内容を変 更するものとする。
 - 3. 知事は、第1項による変更申請のうち、第4の第4項に基づき、別記第2号様式により提出された経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域の変更申請があった場合は、第9の規定に基づき、公表を行う前に別記第14号様式により関係市町村長、和歌山森林管理署長の意見を徴するものとする。
 - 4. 知事は、第1項により変更申請を行った登録林業経営者に対し、変更申請の審査結果を、別記第15号様式または別記第16号様式により通知するものとする。
 - 5. 知事は、第2項の規定により変更の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を別 記第17号様式により関係市町村長及び和歌山森林管理署長に通知するものと する。
 - 6. 知事は、第2項の規定により変更の登録をしたときは、遅滞なく第14の規定 を準用し、公表を行うものとする。

(登録の変更届)

- 第16 登録林業経営者は、下記に掲げる事項に変更があったときは、別記第18号様式により変更の内容を記載した関係書類を添付し、知事に届け出るものとする。
 - (1) 主たる事業者の所在地

- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者氏名
- 2. 知事は、第1項による変更届の内容に合わせ、登録林業経営者名簿を修正し、 その旨を、別記第17号様式により、関係市町村長及び和歌山森林管理署長に通 知するものとする。
- 3. 知事は、上記第2項の規定により登録林業経営者名簿を修正したときは、遅滞なく第14の規定を準用し、公表を行うものとする。

(実施状況報告)

第17 登録林業経営者は、第8の第2項の(1)の登録申請書に記載した目標に対する毎事業年度の実施状況について、別記第19号様式により、事業実施の翌年度から目標年度までの間、毎年度事業の終了後、3カ月を超えない日までに知事に報告するものとする。

ただし、第20に規定する登録の更新を申請する場合、登録及び公表期間の最終年度は、登録の更新申請と併せて推定値を報告し、登録及び公表期間の最終年度の終了後、30日を超えない日までに実施状況を報告するものとする。

2. 知事は、前項により登録林業経営者から報告された実施状況報告により、第7 に規定する登録基準に適合するか否かについて、実効性や目標の達成に係る 経過状況等確認を行うものとする。

(登録の取り消し及び公表の中止)

- 第18 知事は、登録林業経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を 取り消し、公表を中止するものとする。
 - (1)登録林業経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはそ の消滅、解散等が確認された場合
 - (2)登録林業経営者から別記第20号様式による登録の取り消しの申出があった場合
 - (3)登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
 - (4) 第19の第1項に規定する登録の効力停止を受けた日から1年以内に、再び第19の第1項に規定する登録の効力停止事項に該当する行為を行った と認められる場合
 - (5)第7の要件に適合しなくなり、文書で指導を受けたにもかかわらず、改善が 認められない場合
 - 2. 知事は、前項の規定による登録の取消を行ったときは、遅滞なく、その旨を別記第21号様式により当該登録林業経営者に通知するとともに、関係市町村長及び和歌山森林管理署長に通知するものとする。ただし、第1項の(1)の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は、別記第21号様式の通知は省略するものとする。

(登録の効力停止)

- 第19 知事は、登録林業経営者が次表の登録の効力停止事項(以下、「停止事項」という。)のいずれかに該当するときは、その登録の効力を停止する。登録の効力が停止された期間、登録林業経営者は、経営管理実施権の設定を受けることができないものとする。
 - 2.登録林業経営者が一つの事由により二つ以上の停止事項に該当する場合は、当該の停止事項ごとに定める最も長い効力停止の期間を、効力停止の期間とする。
 - 3. 知事は、登録の効力停止及び効力停止の期間を決定したときは、遅滞なく、その旨を別記第22号様式により当該登録林業経営者に通知するとともに、関係市町村長及び和歌山森林管理署長に通知するものとする。

登録の効力停止事項	効力停止の期間
1 登録林業経営者が和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領第3条別表第1、別表第2及び別表第3の各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合なお、この場合において、「有資格業者」とあるのは「登録林業経営者」と読み替える	和歌山県役務の提供等の契 約に係る入札参加資格停止 要領第3条別表第1、別表 第2及び別表第3の各項に 掲げる期間
2 登録林業経営者が「和歌山県意欲と能力のある 林業経営者登録に係る基準の設定について」の別 表1の(9)コンプライアンスの確保に記載の基 準に適合しないと認められる場合	各行政機関が決定した期間

(登録の更新)

- 第20 登録林業経営者は、登録の有効期間の末日の90日前から登録の更新を申請 できるものとする。
 - 2. 知事は、前項の規定により登録林業経営者から登録更新の申請があった場合は 以下のとおり取り扱うものとする。
 - (1)登録の更新の手続きについては、第4から第14の規定を準用する。
 - (2)更新申請時期が登録の有効期間の末日よりも早い場合、当該目標の達成状況 が確認できないため、更新申請時に第7の基準に適合している場合の登録 については仮更新とする。

なお、仮更新となった当該登録林業経営者は、第17の第1項ただし書き に規定するとおり、登録の最終年度の実施状況を知事に報告するものとす る。

- (3) 知事は、前項により登録林業経営者から報告された実施状況報告により、第7に規定する登録基準に適合するか否かについて適合審査する。
- (4)審査後は、第12~14により登録手続きを行う。

(報告)

- 第21 登録林業経営者は、第18第1項及び第19第1項に該当する場合は、別記第 23号様式により、所管する振興局長に報告しなければならない。報告を受けた 振興局は内容について確認のうえ、林業振興課へ進達するものとする。
 - 2. 振興局は、登録林業経営者が第18第1項及び第19第1項に該当することを 知ったときは、別記第24号様式により、林業振興課に報告しなければならない。

附則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 7 月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年12月27日から施行する。